

議第 9 号

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年 法律第 1 6 2 号）
第 4 7 条の 5 第 2 項及び鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則（令和
2 年 鶴岡市教育委員会規則第 6 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、学校運営
協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

令和 7 年 4 月 2 4 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成 澤 和 則